

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【公表番号】特表2018-510835(P2018-510835A)

【公表日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-015

【出願番号】特願2017-550136(P2017-550136)

【国際特許分類】

C 03 C 3/087 (2006.01)

C 03 C 3/078 (2006.01)

H 01 L 31/0392 (2006.01)

【F I】

C 03 C 3/087

C 03 C 3/078

H 01 L 31/04 2 8 4

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

570 超の歪み点を有し、以下の酸化物(重量パーセント)：

S i O₂ 6 1 ~ 7 0 %

A l₂O₃ 3 ~ 8 %

B₂O₃ 0 ~ 1 %

N a₂O 1 0 ~ 1 3 %

K₂O 0 ~ 1 %

M g O 2 ~ 6 %

C a O 6 ~ 1 6 %

S r O 0 ~ 1 %

Z r O₂ 0 ~ 1 %

T i O₂ 2 ~ 1 5 %

を含む組成を有するガラスであって、ソーダライムシリカガラスである、ガラス。

【請求項2】

以下の酸化物(重量パーセント)：

S i O₂ 6 1 ~ 6 9 %

Ca O 7 ~ 1 3 %

T i O₂ 2 ~ 1 3 %

を含む、請求項1に記載のガラス。

【請求項3】

3 ~ 1 2 % の T i O₂、好ましくは、3 ~ 1 1 % の T i O₂、より好ましくは、4 ~ 1 0 % の T i O₂、最も好ましくは、4 ~ 6 % の T i O₂ を含む、請求項1または請求項2に記載のガラス。

【請求項 4】

580 超、好ましくは585 超、より好ましくは、590 超の歪み点を有する、請求項1～3のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項 5】

1500 未満、好ましくは、1480 未満、より好ましくは、1460 未満の溶融温度(粘度 = 10 g² ポアズ)を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項 6】

1200 未満、好ましくは、1180 未満、より好ましくは、1160 未満、さらにより好ましくは、1140 未満、なにより好ましくは、1120 未満、最も好ましくは、1100 未満の液相線温度を有する、請求項1～5のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項 7】

-100 超、好ましくは、-80 超、より好ましくは、-60 超、さらにより好ましくは、-40 超、なにより好ましくは、-20 超、最も好ましくは、0 超の作業温度範囲(T10g4ポアズから液相線温度を引いたものとして定義される)を有する、請求項1～6のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項 8】

70～90×10⁻⁷～⁻¹(50～350)、好ましくは、74～86×10⁻⁷～⁻¹(50～350)の熱膨張率を有する、請求項1～7のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項 9】

25 で 2.50～2.70 g cm⁻³、好ましくは、25 で 2.52～2.68 g cm⁻³、より好ましくは、25 で 2.54～2.66 g cm⁻³ の密度を有する、請求項1～8のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項 10】

1.50～1.62、好ましくは、1.52～1.59、より好ましくは、1.53～1.58 の屈折率を有する、請求項1～9のいずれか一項に記載のガラス。

【請求項 11】

請求項1～10のいずれか一項に記載のガラスから形成される、ガラス板。

【請求項 12】

請求項1～10のいずれか一項に記載のガラスを含む、ガラス基板。

【請求項 13】

請求項12に記載のガラス基板を備える、光起電力電池。